

名古屋市立大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学動物実験規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第90号。以下「動物実験規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、名古屋市立大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）及び部局動物実験委員会（以下「部局委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成26年達第75号、平成29年達第22号）

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験規程に関する事項
- (2) マニュアル等の立案及び作成に関する基本的事項
- (3) 動物実験計画の指針等及び動物実験規程との適合性について要請があった事項
- (4) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- (5) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況について要請があった事項
- (6) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する基本的事項
- (7) 自己点検及び評価に関する事項
- (8) その他動物実験等の適正な実施に関し必要な事項

2 動物実験等が適正に実施されていないと認められる時は、委員会は、学長に対して実験の中止その他必要な措置について報告又は助言する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会は、部局委員会に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（一部改正 平成26年達第75号、平成29年達第22号、令和4年達第100号）

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 研究を担当する理事
 - (2) 動物実験等を実施する部局（医学研究科を除く。）の部局委員会委員
（動物実験等に関して優れた識見を有する者） 各1名
 - (3) 医学研究科部局委員会委員（実験動物に関して優れた識見を有する者）
1名
 - (4) 動物実験等を実施しない部局の教員（その他学識経験を有する者） 各
1名
 - (5) 研究推進課長
 - (6) その他学長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号、第3号、第4号及び第6号の委員は、学長が任命する。
 - 3 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 第2項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正 平成21年達第52号、平成22年達第56号、平成26年達第64号、平成26年達第75号、平成29年達第22号、平成31年達第38号、令和2年達第41号、令和4年達第100号、令和6年達第42号）
（委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、研究を担当する理事をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第64号、平成26年達第75号、平成31年達第38号、令和2年達第41号）
（定足数等）

第5条 委員会は、構成員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

（一部改正 平成26年達第75号）

第6条 削除

(一部改正 平成26年達第75号、平成29年達第22号)

(部局委員会)

第7条 部局委員会は、学長の諮問に応じて当該部局における次の各号に掲げる事項について調査審議し、学長に報告又は助言するものとする。

- (1) 部局の動物実験計画と関係法令等及び動物実験規程との適合性に関する事項
- (2) 部局の動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- (3) 部局の施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する部局の教育訓練の内容又は体制に関する事項
- (5) 部局の自己点検及び評価に関する事項
- (6) その他部局の動物実験等の適正な実施に関し必要な事項

2 部局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、部局の長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、部局委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名

(一部改正 平成26年達第75号、平成29年達第22号、令和4年達第100号)

(意見の聴取)

第8条 委員会及び部局委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(一部改正 平成26年達第75号、平成29年達第22号)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究推進課において、部局委員会の庶務は、各部局事務室において処理する。

2 会議の概要は、記録し、5年間保存しなければならない。

(一部改正 平成25年達第44号、平成

26年達第75号、平成29年達第22号、令和4年達第100号、令和6年達第42号)

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、発布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第56号）

この規程は、発布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）

この規程は、発布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第64号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第75号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第22号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第38号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第41号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第100号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第120号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の第3条第1項第1号及び第4条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第42号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。